

六ヶ所村議会議長交際費の支出及び公表に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、議長又は議長の代理者が、議会を代表して行う外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の支出について、適正かつ公正な執行を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(交際費の支出)

第2条 議長は、議会の運営及び村政にとって交際上有益と認めるものについて、予算の範囲内で交際費を支出することができる。

(支出区分等)

第3条 交際費の支出区分及び範囲等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 慶祝 祝賀会、記念式典、各種行事等に議長又は議長の代理者が出席する場合に限り支出する。
- (2) 弔慰 葬儀における香典、供花等について支出する。
- (3) 見舞 病気、負傷に限り支出する。
- (4) 会費 各種団体等の主催する懇親会等に出席する場合、その会費の実費を支出する。ただし、会費の不明の場合にあっては、会場等を考慮して決定し、支出金額等については慶祝の例による。
- (5) 接遇 議員派遣等による視察における訪問先への土産等に要する経費及び接遇に係る支出
- (6) その他 前各号に掲げるもののほか、議長が議会運営上必要と認め支出する経費

2 前項の規定にかかわらず、宗教、政党その他の政治団体又はその支部に対するものについては支出しない。

(支出基準額)

第4条 前条に規定する交際費の支出基準額は、別表第1及び別表第2とする。

(公表)

第5条 交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる支出区分
- (2) 支出年月日
- (3) 支出金額

(4) 支出先

- 2 前項に規定する公表は、六ヶ所村議会ホームページに掲載するものとする。
- 3 交際費の公表に当たっては、個人情報の保護に十分配慮するものとする。

(基準の見直し)

第6条 この基準は、社会情勢等の変化を十分に考慮し、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

この訓令は、令和2年9月1日から施行する。

(経過措置)

この訓令の施行日前に支出決定した交際費については、この訓令による支出とみなす。

別表第1（第3条関係）

支出金額の基準

区分	支出内容	金額
(1) 慶祝	祝賀会、記念式典、行事等に支出するもの	会費の額又は10,000円以内
(2) 弔慰	葬儀における香典、供花等に支出するもの	別表第2による
(3) 会費	各種団体等の主催する総会、新年会、懇親会等の会費又は会費相当分を支出するもの	会費の額又は10,000円以内
(4) 見舞	病気、負傷の入院に限り支出するもの	別表第2による
(5) 接遇	議員派遣等による視察における訪問先への土産等に要する経費及び接遇に係る支出するもの	社会通念上妥当と認められる金額
(6) その他	上記のいずれにも属さない場合で、議長が議会運営上必要と認め支出するもの	社会通念上妥当と認められる金額

別表第2（第3条関係）
交際費の弔慰・見舞基準

対象		関係	香典	供花等	見舞	
常勤の特 別職	現職	本人	10,000 円	20,000円 以内	10,000 円	
		配偶者・子・実父母	5,000円			
	元職	本人	5,000円			
国会議員 （選挙区）	現職	本人	10,000 円			10,000 円
		配偶者・子・実父母	5,000円			
	元職	本人	5,000円			
県議会議員 （選挙区）	現職	本人	10,000 円			10,000 円
		配偶者・子・実父母	5,000円			
	元職	本人	5,000円			
村議会議員	現職	本人	10,000 円		10,000 円	
		配偶者・子・実父母	5,000円			
	元職	本人	5,000円			
上記のいずれにも属さない場合で、議長が特に必要と認めるもの			社会通念上妥当と認められる金額			

備考

- (1) 「供花等」については、花輪又は生花とする。
- (2) 消費税（地方消費税を含む。）が課されるものについては、当該税額を加算した額を基準額とする。